

第3章 州立大学学士課程入学者決定プロセス

——アメリカ合衆国最高裁判所判例に現れたプロセスの検討¹⁾——

木南 敦（京都大学）

1. 学士課程入学者の決定

1.1 はじめに

我が国において高大接続が論じられる際、アメリカ合衆国の大学の学士課程入学者決定プロセスが言及されることがある。アドミッションズオフィスという部署とアドミッションオフィサーという大学職員についても言及される。アメリカ合衆国の大学の入学者決定といっても、それは一様ではない。大学によって学生の受け入れ方が異なることはよく知られているとおりである。第一に、学生として受け入れる予定者数を大幅に上回る入学希望者から学生として受け入れる者を決定する大学がある。第二に、大学が定めている学力水準に達している入学希望者はひとまず、全員受け入れるという大学がある。第三に、入学を希望する者はすべて受け入れるという大学がある。

このうち第一の種類の大学は、選抜性の高い大学あるいは競争性のある大学ということができる。アイビーリーグに属する大学をはじめ、名の通った私立大学と州を代表するとみられる州立大学とは、この種の大学に属する。本稿は最初に、選抜性が高く競争性のある大学の入学者決定プロセスの概略を紹介する。そのつぎに、アメリカ合衆国最高裁判所で州立大学学士課程入学者決定が争われた事例を材料として、州立大学の入学者決定プロセスの概要を取り上げて、州を代表するとみられる州立大学の大学プロセスの特徴を探ることにする。

1.2 出願

大学に入学を希望する高校の生徒は、入学を希望する大学所定の書類を用意して送付する。このように大学に書類を送付することを出願といい、出願をする者を出願者ということにする。多くの大学は、出願を受け付けるために、いくつか提供されているネットを利用する仕組みのいずれかを利用している。出願書類は通常、SAT あるいは ACT といった標準テストの結果、高等学校作成書類（成績表や在学中の学校の教員による推薦状や評価書）や、大学が指定した課題について出願者が書いたエッセイからなる。

出願者は、出願の際に手数料を大学に支払う。手数料の金額は、アイビーリーグに属する大学で 70 ドルから 80 ドル程度である。州を代表するような公立大学でもほぼ同額である。出願者の経済状況によっては、この手数料が免除される。標準テストの受検料も、受検者の経済状況によっては免除される。例えば、2017 年から 2018 年までの間に SAT を受検する場合、出願者を含む 4 人家族の年間収入が所得税、社会保障税、控除対象保険料、寄付控除額等を差し引く前に 45510 ドル以下であれば、SAT の受検料やテスト結果の報告手数料の支払いが一定回数まで免除される²⁾。さらに、多くの大学は、この免除を受けた者には出願に必要な手数料を免除する。

1.3 早期審査と通常期審査

出願書類を受け取った大学は書類の審査を始める。その結果に基づいて、大学は、学生として受け入れると決定した者に受け入れオファーをする。この審査は早期審査と通常期審査に分けられる。ある年の秋学期に入学を希望する者について、早期審査はその前年の 11 月 1 日に受付が締め切られ、その前年の 12 月中旬から下旬の間にその結果が出願者に通知される。通常期審査はその年の 1 月 1 日に受付が締め切られ、その年の 3 月下旬までにその結果が出願者に通知される。大学は、早期審査でも通常期審査でも決定には同じ判断基準を使用する。

早期審査の結果、大学は、受け入れのオファー、受け入れないという通知、および、最終判断をせず通常期において再審査の対象とするという決定のうちいずれか一つを出願者に伝えられる。早期審査を受けるには、出願者が他大学出願について制約を受け入れることが求められることがある。この制約は、Single-Choice Early Action や Early Decision と呼ばれる早期審査を実施する私立大学が用いるものである。

Single-Choice Early Action では、出願者は、受け入れのオファーを必ず承諾するという拘束を付さない州立大学と国外大学による早期審査を受けることができるが、私立大学による早期審査を受けないことが求められる。このほか、Early Decision と呼ばれる早期審査を実施する私立大学がある。この場合は、ある大学が出願者の第一希望校であることを前提にして、その大学が受け入れのオファーをすれば必ず承諾するという条件と、他の大学に Early Decision も Single-Choice Early Action も求めないという条件とが加わる。

早期審査には、希望大学を絞り込んでいる者にとって早く審査結果を知ることができる利点がある。大学にとっては、受け入れのオファーをした出願者のうちオファーを承諾し入学手続きをするものを早く知ることができる。通常期審査の場合は、入学希望者は数校の大学に出願書類を送付する。一人の出願者は、出願した大学全部のうち複数の大学から受け入れのオファーを得ることがままある。出願者が大学から奨学金その他の経済支援を希望している場合、大学は、受け入れのオファーをした出願者に経済支援の内容も伝える。出願者は、経済支援の内容も勘案して、受け入れのオファーのあった大学のうち一校に入学手続きをする。

1.4 入学者決定の実情

ある大学について、出願者数に比べてオファーをした者の総数が少なく、オファーを得た者のうち入学手続きをする者の割合が高いと、その大学を強く希望する者が多数いることを意味する。今日、人気の高い私

立大学の場合、出願者中でオファーを受ける者は 10 パーセントに満たない。しかし、この状況は以前からみられたものではないといわれる。1960 年代まで、大部分の人たちはその居住地に近い大学に入学した。その当時、アイビーリーグに属する大学であっても大学所在地域に暮らしている高校生徒が入学する大学であって、授業料を払う能力がある者の大部分が入学のオファーを受けた。1950 年代、ハーバード大学は学士課程の出願者の 60 パーセントにオファーをしたという³⁾。

それでは、現在の状況はどうであろうか。2016 年学士課程入学者について、アイビーリーグに属する大学⁴⁾と MIT の発表した数字は表 1 のとおりである⁵⁾。

この表に示した大学の場合、出願者中オファーを受ける者の割合は約 6 パーセントから約 10 パーセントの間である。半世紀の間に、高い人気を誇る私立大学の入学者の決定は、大きな変化を示したといえることができる。それでは州立大学の状況はどうであろうか。表 2 は、州を代表するとみられる州立大学について、2016 年秋に学士課程に学生として入学した者について入学者決定の状況を示すものである⁶⁾。

州を代表するとみられる州立大学では、出願者中受け入れのオファーを受ける者の割合は、20 パーセント弱から 40 パーセント程度である。州立大学は州民に高等教育を提供するために設立される。このため、州立大学は、州の住民資格を有する志願者から所定的方式で定められる数の学生を受け入れることが求められる。州の住民資格を有する学生の学

表 1

大学名	出願者	オファーを受けた者の数	入学者数
Dartmouth	20675	2190	1121
Harvard	39041	2110	1663
Yale	31445	1988	1371
Brown	32390	3014	1681
Cornell	44965	6337	3315
Columbia	36292	2279	1424
Princeton	29303	1911	1306
Pennsylvania	38918	3674	2491
MIT	29020	1511	1110

表 2

大学名	出願者	オファーを受けた者の数	入学者
Michigan	55504	15871	6689
Texas	47511	19182	8719
UC Berkeley	82581	14436	6253
UCLA	97121	17474	6545
Virginia	32377	14068	3683

費が低く設定される。また、入学者数が多いという特徴がある。このようなことを考慮すると、州を代表するとみられる州立大学は、アイビーリーグに属する大学ほどではないけれども、選抜性が高く競争性のある大学といえることができる。

1.5 審査の具体例——ブラウン大学の場合

ブラウン大学は、アイビーリーグに属する、1764 年設立の私立大学である。その学士課程入学者決定の審査をみることにする⁷⁾。出願者は、標準テストの結果、成績書類および推薦状のほかに、ブラウン大学の指定する内容のエッセイも送付しなければならない。出願書類の概略は表3のように整理できる。なお、ブラウン大学もまた、それが定める科目を高等学校において学習して単位を修得することを要求し、さらに一定の科目を学習して単位を修得することを推奨する。

ブラウン大学は、書類を受け取ったあと、同大学卒業生によるインタビュー・プログラムを用いて、出願者を対象とするインタビューを実施する。大学のキャンパスにおいて、大学を訪問する出願者を含む入学希望者のインタビューは実施されない。インタビュー役は、インタビューの相手方である出願者の出願書類を見ることがない。インタビュー役を無償で引き受ける卒業者が、出願者に 1 対 1 で対面して実施するもの、地域ごとに指定されたインタビュー日に出願者が選択した時間帯に実施するもの、および、インターネットを利用した映像対話サービスを使って実施するものがある。インタビューは、早期審査では 10 月下旬から 12 月上旬まで、通常期審査では 12 月から翌年 2 月下旬までの間に実施

表 3

標準テスト	SAT with Essay または ACT with Writing の結果を提供すること。 SAT Subject Tests の結果から 2 つを選んで提供することを推奨する。 8 年制の Program in Liberal Medical Education を希望する場合、生物、化学または物理から 1 つの Subject Test の結果を提供することを強く推奨する。
成績書類	出願者の高等学校の全科目の正式学業成績証明書 最終学年の秋学期科目の最終成績報告と春学期の履修科目の一覧
推薦状	主要科目 (science, social studies, mathematics, foreign language, English) を出願者に教えた 2 名の教員による推薦状 (Bachelor of Science の学位を取得することを考えている場合や、Program in Liberal Medical Education を選択する場合、推薦状のうち少なくとも 1 通は、mathematics または science を教えた教員によるものであること)
エッセイ	Chemistry、Computer Science、Engineering、Geology、Mathematics または Physics に関心があるという者は、Science/ Engineering essays を書くこと。 Program in Liberal Medical Education および Brown/ Rhode Island School of Design Dual Degree Program を選択する場合、それぞれのプログラムについて指定されているエッセイを書くこと。
補足資料	出願者は、この他に資料を出願時に送付することは要求されず、期待されない。しかし、出願者には補足する資料を送付することができるとされる。補足資料には音楽や画像や映像も含まれる。

される。出願者全員がインタビューの対象とされないことがあるため、インタビューを受けなかったことは消極材料にならない。

出願書類に含まれる要素やインタビューはどのように重みづけられるか。ブラウンのほか、イェール、プリンストン、コーネル、ダートマス各大学と MIT による重みづけは表 4 のとおりである⁸⁾。

ブラウン大学の学士課程入学のウェブサイトのページは、「実をいうと、当大学の出願者の半数以上のものは、ブラウン大学から入学のオファーを受けるに足る資格を有しているが、当大学はそのうち非常に低い割合のものにしかオファーをすることができない。」という⁹⁾。ブラウン大学は、ウェブサイトの Admission Facts というページで入学者決定について数値を示している。それを表 5 から表 9 までは整理した¹⁰⁾。2016 年秋の学士課程入学者について、出願者は 32390 名であり、受け入れのオファーを得た者は 3015 名で出願者の 9.3 パーセントであり、入学者は 1691 名である。なお、このときの College Board による SAT は、Critical Reading、Math と Writing の 3 つのセクションから構成され、それぞれのセクションは 200 点から 800 点の点数で評価された。

ブラウン大学は、学士課程入学のウェブサイトのページのなかで、入学者決定プロセスについて「学業成績やテスト点数といった数値にされ

表 4

	非常に重要	重要	考慮する	考慮しない
アカデミックな要素				
高校学業の厳しさの程度	B Y P C D	M		
席次	B Y P D	C	M	
GPA	B Y P C D			
標準テストの結果	B Y P C D		M	
エッセイ	B Y P C D		M	
推薦状	B Y P C D		M	
アカデミックでない要素				
インタビュー		M	B Y P C D	
課外活動	Y C D	B P D M		
才能や能力	B Y P C	M		
性格や資質	B Y P C M D			
家族で初めて大学進学			B Y P C D M	
卒業生の子であること			B Y P C D	M
居住地域			B Y P C D M	
住民である州			B Y C	P D M
宗教				B Y P C D M
人種			B Y P C D M	
ボランティア活動		D	B Y P C M	
就労経験			B Y P C M	D
志願者の興味の水準			P	B Y C D M

B (Brown), Y (Yale), P (Princeton), C (Cornell), D (Dartmouth), M (MIT)

うる基準の組み合わせにのみ依拠するよりも、当大学の入学者決定プロセスは、一人ひとりの出願者が、ブラウン大学における活気ある教育研究、社交及び課外活動に寄与し、またそれから利益を受ける様を見いだすように我々を試すものである。」という¹¹⁾。この入学者決定プロセスが、大学が発表した数値に現れているということが出来る。

ブラウン大学は、出願者の半数以上のものは、ブラウン大学から入学のオファーを受けるに足る資格を有しているという。ブラウン大学は、オファーを受けるに足る資格を有しているとされた出願者から、学業成績やテスト点数といった数値にできる基準には現れない要素を加えて審査をして選ぶことによって、受け入れのオファーをしているということになる。

これは、ブラウン大学に限らず、アイビーリーグに属する大学においてみられる状況である。表 10 は、スタンフォード大学やシカゴ大学を

表 5

	出願者	オファーを受けた者	オファーを受けた者における割合	入学者
卒業生代表	1603	306	19%	118
卒業生次席代表	738	100	14%	39
上位 10 パーセント	7938	812	10%	382
上位 20 パーセント以下	2426	46	2%	34
順位を提供しない学校の卒業生	22026	2157	10%	1275

表 6

College Board Test (Critical Thinking)	出願者	オファーを受けた者	オファーを受けた者における割合	入学者	入学者中の割合
800	2292	523	23%	241	21%
750-790	3514	535	15%	271	24%
700-740	5035	516	10%	292	26%
650-690	4009	283	7%	172	15%
600-640	2730	145	5%	95	8%
550-590	1509	54	4%	42	4%
< 550	1492	21	1%	18	1%

表 7

College Board Test (Math)	出願者	オファーを受けた者	オファーを受けた者における割合	入学者	入学者中の割合
800	3615	570	16%	261	23%
750-790	4412	604	14%	314	28%
700-740	4068	443	11%	252	26%
650-690	3654	266	7%	162	14%
600-640	2293	135	6%	95	8%
550-590	1252	46	4%	35	3%
< 550	1287	13	1%	12	1%

表 8

College Board Test (Writing)	出願者	オファーを受けた者	オファーを受けた者における割合	入学者	入学者中の割合
800	12059	414	20%	181	16%
750-790	4681	690	15%	343	30%
700-740	4667	497	11%	306	27%
650-690	3988	283	7%	166	15%
600-640	2289	110	5%	66	6%
550-590	1469	65	4%	53	5%
< 550	1428	18	1%	16	1%

表 9

ACT の点数分布	出願者	オファーを受けた者	オファーを受けた者における割合	入学者	入学者中の割合
36	464	132	28%	53	6%
33-35	6714	769	11%	414	50%
29-32	6132	421	7%	267	32%
26-28	1833	87	5%	72	9%
< 26	1181	21	2%	19	2%

表 10

大学名	出願者	オファーを受けた者の数	入学者数
Stanford	43997	2118	1739
U Chicago	31411	2498	1591
Duke	31671	3430	1723
CalTech	6855	553	235
Johns Hopkins	27094	3234	1313
Northwestern	35100	3743	1985
Rice	18236	2785	981
Vanderbilt	32442	3487	1601

始め名高い私立大学の入学者決定の数値を示す¹²⁾。このような大学でも、入学審査において数値で示されうる要素に加味される要素は質的なものである。出願者にとっては、ある大学からオファーがあった理由や、別の大学が届かなかった理由はわかりづらいと考えられる。

1.6 州立大学における審査

すでに述べたように、州を代表するとみられる州立大学には、これまで言及したたぐいの私立大学ほどではないが、選拔性が高く競争性のある大学が存在する。このような州立大学の出願書類は、ブラウン大学を例にとって紹介した私立大学の場合と変わりがない。州立大学の審査の特徴は、表 11 が示すように、インタビューが実施されないことと、書類に含まれる要素の重みづけが表 4 に示した私立大学の場合とやや異なることである。

州立大学の入学者決定は、それぞれの大学に適用される法令や高等教育政策によって形成されている。州立大学の入学者決定は、州政府の機関による決定として裁判所で争われることがある。以下では、ミシガン大学アンアバー校とテキサス大学オースティン校との学士課程入学者決定を争う事件で明らかになった決定プロセスを紹介することにする。

表 11

	非常に重要	重要	考慮する	考慮しない
アカデミックな要素				
高校教育課程の厳格さ	B L M T V			
席次	T V			B L M T
GPA	B L M V			T
標準テストの結果	B L	M T V		
エッセイ	B L	M T V		
推薦状	V	M	B T	L
アカデミックでない要素				
インタビュー				B L M T V
課外活動		B L T V	M	
才能や能力		L T V	M	B
性格や資質	V	B L M	T	
家族で初めて大学進学			B L M T V	
卒業生の子であること			M V	B L T
居住地域			L M V	B T
住民である州	V		B M T	L
宗教				B L M T V
人種			T V	B L M
ボランティア活動		B L T	M V	
就労経験		B L T	M V	
志願者の興味の水準			M T	B L V

B (UC Berkeley), L (UCLA), M (University of Michigan at Ann Arbor),
T (University of Texas at Austin), V (University of Virginia)

2. ミシガン大学の場合

2.1 はじめに

ミシガン大学アンアバー校やテキサス大学オースティン校の学士課程入学者決定が合衆国最高裁まで争われた理由は、大学が、学生の多様性を確保することが高等教育機関として役割を十分に果たすのに必要と考え、少数人種に属する出願者の人種要素として考慮する方法を入学者決定において利用したことにある。

合衆国憲法修正第 14 条第 1 項は、州による人種差別を禁ずる。州立大学は、州の機関であるから、合衆国憲法修正第 14 条第 1 項の適用対象である。州立大学が、学生の多様性確保の観点から入学者決定プロセスで人種要素を考慮に入れるとしよう。この人種の利用が修正第 14 条第 1 項によって禁じられる人種差別にあたると主張して、こうした入学

者決定を争って訴えを提起することができる。なお、合衆国の法律である 1964 年 Civil Rights Act 第 6 編は、合衆国から資金補助を受けるプログラムおよび活動につき人種や皮膚の色に基づいて差別をすることを禁止する。州立大学も私立大学も、合衆国から補助金を受けると、第 6 編の対象適用となる。また、州の憲法の規定によって、州立大学が入学者決定の際に人種を考慮することを禁止するところがある¹³⁾。

合衆国憲法修正第 14 条第 1 項に基づいて州による行為の効力が争われると、合衆国最高裁は、目的と目的達成に選択された手段の両方から検討して結論を導くという方法を用いる。州が目的達成のために人種という分類を用いるとする。この場合、その目的が正当であり、かつ非常に重要なものであることと、州が用いる手段がこの目的にぴったりと適合していることが必要とされる。

合衆国最高裁は、大学が、高等教育機関として役割を果たすためにその学生集団の多様性を確保することは、大学にとって許容される非常に重要である目的であるとしている¹⁴⁾。大学には、この目的を達成するように入学者を決定するにあたって裁量があるとしても、入学者決定に用いられる手段はこの目的にぴったりと適合していることが求められる。

合衆国最高裁が初めてこの種の訴えに判断を示した事例は、カリフォルニア大学デビス校メディカルスクールの入学者決定であった。同校メディカルスクールは、その学生集団において少数しか在学していない少数人種に属する学生の入学を図って、メディカルスクールの役割を十分に果たせるように学生集団の多様性を確保しようとした。この目的を達成するために、一般の入学者決定プロセスとは別に、少数人種に属する出願者のうちから学生として受け入れる人数枠をあらかじめ定めるという方法を用いた。同校メディカルスクールに出願したが受け入れのオファーがなかった者が、この枠がなければ受け入れのオファーを得ることができたと主張してそのオファーをするように求め、さらに、同校メディカルスクールが入学者決定の際に人種を考慮することを禁ずるよう求めて訴えを提起した。この訴えは、合衆国最高裁が判断するに至っ

た。Regents of the University of California v. Bakke である¹⁵⁾。

合衆国最高裁の判決では、この出願者の入学の求めは認められた。しかし、このメディカルスクールが入学者決定の際に人種を考慮することを禁止するという求めは認められなかった。パウエル裁判官が、合衆国最高裁判決の結論を決した意見を表明した。パウエル裁判官の意見は次のようにいう。大学は、入学者決定の際に人種を考慮することは合衆国憲法修正第 14 条第 1 項に照らして許容される。しかし、そのように考慮して達成する目的である多様性は多種の要素や性質を含むものであり、そのなかで人種は重要な要素であるが一つの要素である。人種の多様性だけに焦点を合わせた入学者決定方法は多様性の達成にはならないというのである。パウエル裁判官はこうに述べて、ある人種に属する出願者から予め定めた数の入学者を決定する方法を使用することは、合衆国憲法修正第 14 条第 1 項に照らして許容されないとした¹⁶⁾。

州立大学が、高等教育機関として役割を果たすようにその学生集団の多様性を確保する目的達成のために、入学者決定の際に人種要素を考慮することは、大学が人種要素を考慮する方法によっては適法と判断される。入学者決定の際に人種要素を考慮する州立大学から受け入れのオファーを得られなかった出願者がこの人種の使用が合衆国憲法修正第 14 条第 1 項に反すると主張して訴えを提起すると、この方法によってはその主張がいれらることがある。このような訴えを扱った事例から、州立大学の入学者決定プロセスの内容を知ることができる。

2.2 ミシガン大学アンアーバー校の学士課程入学者決定

ミシガン大学アンアーバー校の College of Literature, Science and the Arts の学士課程の入学者決定プロセスの概略は、1995 年と 1997 年の入学者決定を争って提起された訴えから知ることができる。この訴えは合衆国最高裁まで争われた。Gratz v. Bollinger である¹⁷⁾。

ミシガン大学アンアーバー校の College of Literature, Science and the Arts の学士課程入学者は、同大学の Office of Undergraduate Admissions

が定めたガイドラインに基づいて決定された。決定に際していくつかの要素が考慮された。そのような要素には、出願者の高校学業成績、標準テストの結果、出願者が在学した高校の質、出願者の受けた教育課程の厳格さ、居住区域、卒業生の子であること、リーダーシップ、人種が含まれた。この訴訟に関連する期間中には、アフリカ系アメリカ人、ヒスパニック系アメリカ人、原住アメリカ人が少数人種と扱われていた。

2.3 表の利用の時期

1995 年と 1996 年とは、アドミッションカウンセラーが、個々の出願者を標準テストの結果と、GPA と SCUGA という要素との組み合わせで算出された GPA2 とを用いて評価した。SCUGA には、個々の出願者につき、高校の質 (S)、教育課程の厳格さ (C)、出願者の特別の事情 (U)、居住区域 (G) 及び卒業生の子であること (A) が含まれた。出願者の SCUGA の値と GPA とを組み合わせで GPA2 という値が算出された。GPA2 を横軸、SAT または ACT の数値を縦軸とする表がガイドラインに基づいて用意され、審査担当アドミッションカウンセラーがこの表に当てはめて、個々の出願者に受け入れのオファーをする、受け入れのオファーをしない、追加情報を得るために判定を遅らせる、再審査のために判定を延期するという判定結果を導き出した。

1995 年と 1996 年とは、GPA2 の数値と SAT または ACT の点数との数値が等しい出願者は、その人種に応じて異なる判定を受けた。1995 年には、4 種類の表が、グループ分けされた出願者の審査に使用された。第一は州内の少数人種に属さない出願者、第二は州外の少数人種に属さない出願者、第三は州内の少数人種に属する出願者、第四は州外の少数人種に属する出願者であった。1996 年には 2 種類の表が使用された。州内の出願者と州外の出願者用の表であった。しかし、表の同じセル枠には、出願者が少数人種に属する場合とそうでない場合とに分けて、入学者決定における扱いが定められていた。

1997 年、大学はこの入学者決定プロセスを一部変更した。なかでも、

GPA2 算出の公式が変更され、SCUGA のうち U というカテゴリーに割り当てられる値が追加された。これによって、出願者は、少数人種に属すること、社会経済的に不利な状況にあること、少数人種の生徒が顕著に多い高校に在学していること、出願者が入学を希望する教育単位において少数人種の比率が小さいことによって追加点を得られた。

2.4 選抜インデックスの使用

1998 年の学年から、ガイドラインは、表と SCUGA によるポイントの算出が用いられなくなった。それに代えて、選抜インデックスが導入された。選抜インデックスのもとでは、出願者は最大 150 点を得ることができた。インデックス値の区分によって次のような判定が導かれた。値が 100 から 150 までならば受け入れのオファーをする、値が 95 から 99 までならばオファーをするかそれとも決定を再審査のため決定を先送りする、値が 90 から 94 までならば再審査のため決定を先送りするかそれともオファーをする、値が 75 から 89 までならば追加情報を得るために決定を遅らせるかそれとも再審査のため決定を先送りする、値が 74 以下ならば追加情報を得るために決定を遅らせるかオファーをしない、という扱いであった。

インデックスは、学業要素と学業以外の諸要素とに分けて算出された。前者は出願者の学業に関する種々の要素であり、後者は人種を含めて同大学が多様性のある学生を集める上で重要と考えられる要素である。前者には、高校の成績の GPA、標準テストの結果、高校の質、高校教育課程の厳格さといった要素に最大 110 点が割り当てられた。後者には最大 40 点が割り当てられた。州の住民であることに 10 点、卒業生の子であることに 4 点が与えられ、優れたエッセイに最高 3 点が、志願者個人の業績、リーダーシップや公的奉仕活動に最高 5 点が割り当てられた。出願者が、少数人種に属するという要素、少数人種の生徒が顕著に多い高校に在学しているという要素、または運動部の選手として入学を勧誘されているという要素を備えていると、機械的に 20 点が割り当

てられた。

2.5 フラグ制度の追加

1999 年から、入学決定審査委員会が設けられた。この際に、入学者決定プロセスには、アドミッションカウンセラーが、選抜インデックスによる点数を割り当てたのちに、インデックスに基づいてオファーをする対象とされていない出願者にフラグをつけ、フラグがつけられた出願者を委員会による審査に付すことができるプロセスが追加された。

アドミッションカウンセラーは、ある出願者につき、学業に関して準備ができていること、選抜インデックスの値がミシガン州住民でない場合 75、ミシガン州住民である場合 80 以上であること、大学が評価する性質の一つを備えていることのすべてが満たされている場合には、フラグをつけることができる。このほか、選抜インデックスの値が高くても、出願書類のなにかが受け入れのオファーをするのに適さないかもしれないと示唆する場合にフラグをつけることができる。さらにまれには、カウンセラーが、出願書類全体を読めると選抜インデックスの値は出願者の真の将来性を反映しないと信ずる理由がある場合にフラグをつけることができる。入学決定審査委員会は、フラグのついた出願者について審議するために定期的に会合を開催する。委員会は、受け入れのオファーをするかしないか、それとも、最終決定を延期するかを決めた。

2.6 合衆国最高裁の判断

合衆国最高裁は、ミシガン大学アンアバー校の College of Literature, Science and the Arts の学士課程入学決定プロセスは、用いられる手段が目的にぴったりと適合していることという要件を満たさないと判断した。受け入れのオファーを確実にする選抜インデックスの値 100 の 5 分の 1 の値に相当する 20 を、人種要素のみを理由として少数人種に属する出願者であれば機械的に割り当てる大学の方針は、教育における多様

性という目的を達成するようにぴったりと適合していないという¹⁸⁾。

2.7 入学者決定プロセスの変遷

ミシガン大学アンアバー校の College of Literature, Science and the Arts の学士課程の入学者決定プロセスについて、1995 年に利用されていたものから 2002 年に利用されていたものまで概要を知ることができた。当初は、GPA2 を横軸とし、SAT または ACT の数値を縦軸とする表がガイドラインに基づいて用意された。出願者の GPA2 と SAT または ACT の数値によって、個々の出願者をその表の枠に当てはめて決定をしていた。

1998 年、この決定プロセスに代えて、選抜インデックスを用いた決定方法が導入された。選抜インデックスを用いた決定方法は、それまで横軸の値と縦軸の値を決定した要素を数値にして、選抜インデックスを算定して、その値を用いて決定をする方法とみることができる。1999 年に追加されたフラグ制度は、選抜インデックスによる決定における数値利用に反映されにくい質的要素を考慮するために用いられたと考えられる。

2.8 ミシガン大学ロースクールの場合

Gratz 事件の合衆国最高裁判決と同日、Grutter v. Bollinger で合衆国最高裁の判決があった¹⁹⁾。Grutter 事件では、ミシガン大学ロースクールにおける入学者決定が同じように争われていた。ロースクールの入学者決定方針によると、アドミッションオフィサーは、出願者の学士課程 GPA とロースクール出願者が受験を求められる標準テスト (LSAT) のほか、出願書類に含まれるパーソナルステートメント、推薦状、および出願者がロースクールの活動と多様性に貢献する方法の記述を含むエッセイをもとに出願書類一式を個別に審査した。この方針は多様性を人種に限定して定義しなかったが、少数人種に属する学生がロースクールにとって独自の寄与できるように確保するために少数人種に属する学生が

そのために必要十分な人数、入学することを方針として含んだ。この必要十分な人数は臨界量（critical mass）と呼ばれた。

合衆国最高裁は、ロースクールの入学者決定プログラムは、目的にぴったりと適合しているという要件を満たすと判断した。このプログラムは少数人種に属する出願者に一定数また比率の入学者の枠を設定するものではないとする。さらに、プログラムは、一人ひとりの出願者の出願書類一式を大いに個別かつホーリスティックに審査し、そこでは学生の多様性に寄与しうるすべての要素が入学者決定において人種と並んで意味ある形で考慮されているという。さらにまた、ぴったりと適合していることは、考えうるあらゆる人種中立の代替策を検討し尽くすことを求めず、大学が求める多様性を達成しそうな実行可能な人種中立の代替策を真剣に誠実に検討することを求めるという。そして、ロースクールが求められる検討を十分にしたと認めた²⁰⁾。

この時には、ミシガン大学ロースクールの出願者数は約 3500、入学者数は約 350 であった。Gratz 事件で、ミシガン大学側は、出願者数と出願情報の提示形式とが、ミシガン大学ロースクールで用いられていた方法を College of Literature, Science and the Arts の学士課程の入学者決定で用いることを実際には実行しがたくすると主張した。これについて、合衆国最高裁は、出願者の書類一式を個々に考慮することを可能にする入学者決定プログラムの実施は運営上困難であるという事実は、憲法に照らせば疑義のある制度を憲法に適合させることにはならないとした。なお、ミシガン州では、州立大学が入学者の決定で人種を考慮することは、2006 年に住民投票（Proposal 2）によって追加されたミシガン州憲法第 1 編 26 条によって禁止されている。

2.9 まとめ

ミシガン大学アンアバー校の College of Literature, Science and the Arts とロースクールの入学者決定プロセスにみられる差異は、個々の出願者の出願書類一式を用いるホーリスティック審査である。この審査は

個々の出願者ごとに個別に実施される。表4と表11において、各種の要素について示される「非常に重要」、「重要」、「考慮する」、「考慮しない」という扱いは、ホーリスティック審査でそれぞれの要素がおおよそ持つ重みを示す。ホーリスティック審査でどのような要素がどのような重みを持つかは、それ以上には示さない。また、出願者全体を通じて同じ重みがあるかも判然としないと考えられる。学生集団の多様性を確保するために入学者決定の際に人種要素を考慮に入れるとして、ある出願者に考慮される人種要素があることに割り当てられる重みは、同じ人種要素という属性をもつ出願者全体を通じて一律であるとは限らない。これは、ホーリスティック審査の特徴の現れであると考えられる。

3. テキサス大学の場合

3.1 はじめに

1996年、第5巡回区合衆国控訴裁判所は *Hoopwood v. Texas* で、テキサス大学ロースクールの入学者決定における人種要素の考慮が合衆国憲法修正第14条第1項に反すると判断した²¹⁾。この入学者決定では、Texas Index と呼ばれるインデックスの値が出願者の学士課程 GPA と LSAT に基づいて算出された。このインデックスは、出願者に順位をつけ、また、出願者のロースクールにおける成功の可能性を予測するために事務上の便宜として利用されていた。このインデックスだけではなく、出願者の学士課程教育の厳格さ、専攻分野の困難さ、学業評点と在学した大学の成績評価の傾向（成績インフレーションなど）や、出願者の背景、生活経験、前途など数値にならない要素も考慮された。

このインデックスは、出願者は、受け入れのオファーの対象者と推定する者、オファーの対象者としないと推定する者、および裁量対象者に分類するために用いられた。第一に、この3つの分類に分けるインデックス値は、アフリカ系とヒスパニック系のアメリカ人という少数人種に属する出願者にはそうでない出願者より低く設定された。この目的は、この二つの少数人種のテキサス州内大学卒業者中の割合にほぼ対応する

ように、入学者の 10 パーセントがヒスパニック系アメリカ人、5 パーセントがアフリカ系アメリカ人とすることと説明された。第二に、出願書類からこの二つの少数人種に属することがわかると、それに目印をつけた。少数人種に属する出願者が裁量対象者に該当する場合、別の決定プロセスの対象とされた。第三に、受け入れのオファーをする者の空き待ちリスト作成では、少数人種に属する対象者のみのリストが用意された。

第 5 巡回区合衆国控訴裁判所は、学生の多様性の達成をすることは、修正第 14 条第 1 項に基づく判定において州が達成することができる非常に重要な目的たり得ないと判断した。大学側は、この判決を不服として合衆国最高裁に控訴裁判決の審査を請求したが、合衆国最高裁はこの請求を認めなかった²²⁾。そのため、控訴裁判決は、テキサス州を含む第 5 巡回区において先例として扱われることになった。その後、Grutter 事件の合衆国最高裁判決は、学生の多様性の達成という目的は重要な州の利益であり、州立大学がこの目的を達成するために用いる入学者決定プロセスにおいて人種を考慮要素とすることは、その考慮方法によっては許容され得たことは先に紹介したとおりである。

2008 年、テキサス大学オースティン校の学士課程の入学者決定を争う訴えが提起された。入学者決定プロセスの内容は、この事件の判決から知ることができる²³⁾。

3.2 1996 年までの入学者決定

この時期、テキサス大学オースティン校は、学士課程入学者を Academic Index (AI) というインデックスと出願者の属する人種とを考慮して決定した。出願者の AI は、標準テストの結果、出願者の高校の席次に示される学業成績、同校が求める高校教育課程の程度を出願者が超えている度合いに基づいて算出された。

3.3 Hopwood 事件控訴裁判決後

1997 年、テキサス大学オースティン校は、Hopwood 事件控訴裁判決に従うために、新しい入学者決定プログラムを導入した。この入学者決定プログラムは出願者の人種要素の考慮をやめ、それに代えて Academic Index (AI) と Personal Achievement Index (PAI) とを使用した。このうち、AI は、出願者の高校席次と標準テストの結果から公式によって機械的に算出される。これに対し、PAI は、出願者の高校席次と標準テストの結果に表出しない要素のホーリスティック審査を通じて出願者が大学にもたらす潜在的貢献として算出された。その算出には、出願者のリーダーシップと就労経験、受賞内容、課外活動、コミュニティにおける活動、その他の特別な事情で出願者の背景をみることができるもの（親がひとりの家庭育ちであること、家庭で英語以外の言語を話すこと、家庭で重要な役割を果たしていること、および家庭の一般的社会経済状況）が考慮された²⁴⁾。

1997 年、テキサス州の立法部は、Top Ten Percent Law として知られる法律を制定した。この法律の内容は、この法律に基づいて定められた条件をみたす州内高校の学年順位の上位 10 パーセント以内の生徒は、テキサス大学を含む州立大学に出願すると、それだけで自動的に入学できるというものである。

3.4 Grutter 事件と Gratz 事件の合衆国最高裁後の動き

2004 年、テキサス大学オースティン校は、新しい入学者決定プログラムを導入し、人種をはっきりと使用する方法に戻った。このプログラム導入のもとになった提案は、登録学生数が 5 名から 24 名までの間のクラスのほとんどで、少数人種に属する学生が有意義な程度まで登録していないという調査結果に相当程度依拠していた。このほか、大学が学士課程在学者を対象として実施したサーベイ結果によると、少数人種に属する学生は孤立を感じるという、全学生の半数以上が多様性から得られる利益が完全に生じるには教室における少数人種に属する学生の割合

は不十分であると感じると回答した。

この提案は、同校では少数人種に属する学生の人数が臨界量に達していないことと、この欠点を是正するためには学士課程入学決定プログラムにおいて人種のはっきりとした考慮が必要であると結論した。提案を実行するために、2004 年秋の出願では、大学は、出願者が属する人種という要素を PAI の算出の際に考慮する要素に含めた。大学は、出願の際に、あらかじめ示された 5 種類の人種のいずれに該当するかを示すことを出願者に求めた。

3.5 2004 年以降の入学決定プログラム

テキサス大学オースティン校は、出願者を次の 3 種類に分類する。出願者はそれぞれの分類のなかで互いに比較される。それは、テキサス州住民出願者、テキサス州住民以外の国内出願者、および国際出願者である。入学総数の 90 パーセントはテキサス州住民に割り当てられる。

テキサス州住民出願者は、Top Ten Percent Law に定められる高校上位 10 パーセントに該当する者と、それに該当しない者に分けられる。前者に属する出願者は自動的に受け入れのオファーを得ることができる。この場合には人種要素の考慮はない。Top Ten Percent Law に定められる高校上位 10 パーセントに該当する者に受け入れのオファーをすると、テキサス州住民出願者対象のオファー可能数の残りが、その他のテキサス州住民出願者に割り振られる²⁵⁾。このような出願者は、AI と PAI に基づいて相互に比較されて審査される。出願者の AI の値が十分に高いと、それだけで受け入れのオファーを得る。出願者の AI の値が相当に低いと、それだけでオファーをしない対象であると推定される。このように推定された出願者は、上席アドミッションオフィサーが出願書類一式を審査して、まれには AI の値にもかかわらずそれを詳細審査の対象とすることがある。

PAI は 3 つの値を用いて算出される。同校が出願者に書くように求めるエッセイ 2 通の評価の値と、出願者の出願書類一式の評価に基づく

Personal Achievement Score と呼ばれる値である。エッセイは 1 から 6 までの値がつけられる。この値は、エッセイを書き物として読み、考えの複雑さ、展開の実質さ、および言語の才能に基づいてホーリスティックに評価して決められる。Personal Achievement Score も 1 から 6 までの値がつけられる。PAI を算出する際、Personal Achievement Score の値には、2 通のエッセイの評価の値の平均値よりやや大きい重みが与えられる。

Personal Achievement Score は、出願者をみたとき AI には適切に反映されていない長所を備えた入学資格ある者を識別するように設計される。アドミッションオフィサーは、この値を決める際に、出願者のリーダーシップの質、受賞と表彰の内容、就労経験、課外活動への関与を評価する。加えて、Personal Achievement Score は特別な事情と呼ばれる要素を含む。この要素は、出願者の社会経済的地位とその在学する高校、出願者の家庭の地位と家庭における責任、出願者の在学する高校における標準テストの平均とその点数の比較、および出願者の属する人種を反映するものである。アドミッションオフィサーは、このような捉えどころのない要素を査定するために出願者のエッセイを読むが、エッセイを書き物として持つ質からみるのではなく、それをそこから出願者に関して得られる情報の源として読む²⁶⁾。Personal Achievement Score の各要素はそれぞれ個別に考慮されることもなく、個々の要素に数値が割り当てられてその数値が合算されることもない。

同校の全体を通じて AI と PAI の算出プロセスは共通であるが、大学内の学校または専攻分野ごとに入学者について決定される。テキサス州民出願者は、Top Ten Percent Law によってテキサス州の州立大学に入学できるとしても、テキサス大学オースティン校の学校および専攻分野のうち希望するところから受け入れのオファーを確実に得ることはない。学校および専攻分野の大部分では、Top Ten Percent Law による出願者は自動的に受け入れのオファーを得る。同校の学校および専攻分野には、Top Ten Percent Law による出願者に機械的に受け入れのオファーをする

と、この種の出願者が学校および専攻分野における入学者数の 80 パーセント以上を占めるところがある²⁷⁾。このような状況を避け、Top Ten Percent Law による出願者以外の者にも受け入れのオファーをできるように、同校は、一定の学校および専攻分野で Top Ten Percent Law による入学者の割合をその入学者数の 75 パーセント以内とする方針を採用する²⁸⁾。

Top Ten Percent Law による出願者のうちで第一希望の学校または専攻分野で自動的にオファーを得なかったものは、それぞれ希望する学校または専攻分野で残る入学者の枠、もし必要ならば第二希望の学校または専攻分野で残る入学者の枠のなかでオファーを得るために、それぞれの AI と PAI をもとにして競争することになる。

アドミッションオフィスは、希望先である学校または専攻分野ごとに AI と PAI によるマトリックス表を用意する。AI と PAI との両方が等しい出願者は、このマトリックス表の同じ場所に置かれる。学校および専攻分野の連絡担当者は、出願者の AI の値と PAI の値とが組み合わされているところに位置する出願者を分ける階段状の判定線を引いて、受け入れのオファーをするかそれともしないかを決定する。第一希望の学校または専攻分野でオファーを得られないと、このような出願者は第二希望の学校または専攻分野で受け入れのオファーをするかしないかの判定を受ける。このようにして出願者が加わるために判定線が調整される。

Top Ten Percent Law による出願者であれば、第一希望または第二希望の学校または専攻分野でオファーを得られないとしても、だれもがリベラルアーツ内の専攻を宣言していない者として自動的に入学することができる。それ以外の出願者は、リベラルアーツ内の専攻を宣言していない者としてまだ残っている入学者枠でオファーを得るために、AI と PAI をもとにして競争することになる。

このようにしてある学年の秋学期第 1 学年入学者が決定されるが、テキサス大学オースティン校に出願締め切り期日までに申請したテキサス州住民出願者がまったく入学できなくなることはない。秋学期入学者と

される代わりに、夏学期プログラムまたは Coordinated Admissions Program と呼ばれるプログラムに受け入れるというオファーがある。秋学期入学者として受け入れのオファーを僅差で得られなかったテキサス州住民出願者は、夏学期プログラムに受け入れるというオファーを得ることができる。夏学期プログラムは、夏の間に同校で学びはじめ、それを終えてから秋になると、秋学期新規入学者として入学する学生に合流する。毎年約 800 名が夏学期プログラムに入学する。

残りのテキサス州住民出願者は Coordinated Admissions Program に自動的に入学する。Coordinated Admissions Program に入学した者が、テキサス大学システムに属する他の大学に入学して第 1 学年の間学び、30 単位を習得し、その間の GPA が 3.2 以上であるという条件などを満たすならば、テキサス大学オースティン校に転校することが保障される。

3.6 裁判所における 2004 年以降の入学者決定方針の扱い

テキサス大学オースティン校学士課程に出願したが 2008 年秋学期入学のオファーを得られなかった者が、同校の入学者決定方針に基づいた決定を合衆国憲法修正第 14 条第 1 項に基づいて争う訴えが提起された。Fisher v. University of Texas at Austin である。この事件で、同校の入学者決定プログラムが、大学の学生の多様性確保という目的の達成にぴったりと適合しているものかが争われた。テキサス州西地区合衆国地方裁判所はこの訴えを退けた²⁹⁾。控訴を受けた第 5 巡回区合衆国控訴裁判所は原審の判断を支持した³⁰⁾。これを不服として原告側がこの判断の審査を合衆国最高裁に求めたところ、合衆国最高裁は審査をすると決定した³¹⁾。

合衆国最高裁は、原審が、同校の入学者決定プログラムが多様性確保の目的達成にぴったりと適合しているかについて判断する際に、それが審査に用いた判断基準が適切なものでないことを理由として、事件を第 5 巡回区合衆国控訴裁に差し戻した³²⁾。第 5 巡回区合衆国控訴裁はふたたび、多様性確保の目的達成にぴったりと適合していると判断した³³⁾。

これを不服として原告側がこの判断の審査を合衆国最高裁に求めたところ、合衆国最高裁は審査をすると決定した³⁴⁾。合衆国最高裁は原審の判断を支持した³⁵⁾。この合衆国最高裁判決の結果、同校の入学者決定方針は、合衆国憲法修正第 14 条第 1 項に照らして許容されるに至った。合衆国最高裁は法廷意見の最後で次のように述べる。テキサス大学オースティン校では、入学者決定の異なるアプローチがいかに多様性を伸ばすかそれとも多様性を弱めるかについて貴重なデータが利用可能になっている。同校は、このデータを使い続けて、その入学者決定プログラムの公正さを詳細に点検し、変わりつつある人口動態が人種要素を考慮する方針の根拠を損なっていないかを評価し、かつ、同校が必要とみている人種による優遇措置の積極および消極の効果を確かめなければならない。当裁判所が、今日、同校の入学者決定方針を肯定したことは必ずしも、同校が同じ方針を改良することなくそれに依拠し続けることができることを意味しない。同校は、その入学者決定方針に関してたえず議論し、考察しつづける義務を引き続き負っている、というのである³⁶⁾。

3.7 まとめ

テキサス大学オースティン校の 2004 年以降の入学者決定方針は、1997 年制定の Top Ten Percent Law を前提とする。同校の授業料は、州住民である学生であれば、学校と専攻分野で額は異なるものの、1 万ドルから 1 万 1 千ドルである。また、1 学年の入学者の 90 パーセントは州住民とすることが決められている。州内高校の上位 10 パーセントの生徒は、州内外の私立大学を希望しない場合、同校の教育課程の要求水準を満たせるという自信があり、大学生活を送る資力があれば、同校に出願すると考えられる。もっとも、Top Ten Percent Law の条件を満たす出願者は同校に入学することができるが、第一希望の学校または専攻分野に入学できるとはかぎらない。

2015 年秋学期第 1 学年入学者のうち、97.8 パーセントの新入学生が高校の順位を出願時に示した。入学者中 71.5 パーセントまでが高校上

位 10 パーセントの生徒であり、入学者中 91.7 パーセントまでが高校上位 25 パーセントの生徒であった³⁷⁾。2015 年秋学期第 1 学年入学者のうち、入学者中 73.2 パーセントまでが高校上位 10 パーセントの生徒であり、入学者中 90.7 パーセントまでが高校上位 25 パーセントの生徒であった³⁸⁾。

出願者のうち Top Ten Percent Law によって第一希望の学校または専攻分野に入学するもの以外には、AI と PAI をもとにして受け入れのオファーをするかしないかを決定する。このうち PAI の値はホーリスティック審査を使って決定される。Top Ten Percent Law は制定の経緯から知られるように、州立大学の入学者の多様性を確保する方法であった。テキサス大学オースティン校における入学者決定では、ホーリスティック審査を盛り込んだ入学者決定方針が、少数人種に属する志願者について人種要素を考慮して、学生集団の多様性を確保するのに用いられる。同校のホーリスティック審査の特徴は、そこで考慮される出願者の属する人種という要素が、それ自体で数値とされることなく、出願書類全体から得られる情報の一つの要素として、アドミッションオフィサーによるインデックス値の決定に利用されることである。

なお、テキサス大学オースティン校でアドミッションズオフィスが入学者決定用に AI³⁹⁾ と PAI をもとにして作成するマトリックス表の例として、Fisher 事件の第一審の裁判手続に大学側から提出された資料に含まれていたものを次の図に示す⁴⁰⁾。

VVV
2/28/2008

Freshman 20086 - 20089

7:59 AM

ADM-C44

Matrix for School L Major (all)
Group B Subgroup(s) T

15 not scored
7657 shown

AI	400+	390	380	370	360	350	340	330	320	310	300	290	280	270	260	250	240	<240
31						3	1	6	4	5	6	3	2	1				
522		3	14	27	35	48	50	60	64	55	59	39	35	34				
1528		9	32	50	100	134	250	288	367	358	333	283	214	160				
800		11	25	37	93	144	196	284	372	400	403	365	340	297				
81		1	2	6	10	44	78	133	167	175	186	188	199	143				
4					2	2	6	14	12	21	20	36	24	44				
								1	2	1	1	3	3	4				

3029

Adversity
Hold's
Gang #6

Rereads
No admits

4. むすび

本稿では、アメリカ合衆国の学士課程入学者決定について、私立と州立との大学のうち選抜性が高く競争性のあると考えられる学校の例を取り上げて検討した。

取り上げた大学では、私立であれ州立であれ、出願者のなかで大学の教育課程の要求水準を満たす資質を備えている者は、入学予定者数を十分に上回る状況があると考えられる。このような状況にあるから、大学は学生の多様性を達成するホーリスティック審査が可能になるということができる。個々の大学は、その教育課程の要求水準を満たす資質を備えている出願者のなかから、入学者の多様性の達成に寄与すると考える要素を決めて、出願書類一式からその要素を見つけ出す。このホーリスティック審査をして、アカデミックな資質を示す要素と、入学者ひいて

は学生の多様性達成に役立つと判断される要素をもとに、個々の出願者に受け入れのオファーをするかを決めることになる。決定プロセスがホーリスティック審査ということは、それがそういう以上に説明しようがないことでもある。そのため、出願者の立場からすれば、こうした決定プロセスは不透明であると映るであろう。

大学は、高等教育機関として役割を果たすために学生集団の多様性確保という目的達成のために少数人種に属する学生を受け入れることが寄与するとして、出願者が少数人種に属することを受け入れのオファーをする方向に働く積極要素と扱うことは、その扱いが一定の条件を満たすと、合衆国憲法修正第 14 条第 1 項と 1964 年 Civil Rights Act 第 6 編に照らして許容されている。人種要素をホーリスティック審査のなかで考慮することは、扱いが許容されるという判断につながる。

どの人種が少数人種であるかは、アメリカ合衆国社会の成り立ちのなかで定まることである。このいきさつから、人種要素がこのような積極要素と扱うことが許容されることに留意する必要がある。出願者の属する人種という要素を受け入れのオファーをしない方向に働く消極要素とすることは決して許されない。そのため、入学者という集団のなかで、社会では少数人種である人種に属する者の数を限定するように人種要素を考慮することは許されることではない。それは、特定の高校や地域から入学する学生の数を制限することとは大いに異なるのである。

【注】

- 1) 本稿は、独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究（A）（研究課題名「高大接続改革の下での新しい選抜方法に対する教育測定論・認知科学・比較教育学的評価」）（課題番号 16H02051）による助成を受けた研究成果の一部である。なお、本稿で利用したウェブサイトのページの内容は、原稿完成時において確認したものである。
- 2) <https://collegereadiness.collegeboard.org/pdf/sat-fee-waiver-student-brochure.pdf>.
- 3) Wendy Nelson Espeland & Michael Sauder, Engines of Anxiety: Academic Ranking,

Reputation, Accountability 12-13 (2016).

- 4) アイビーリーグに属するコーネル大学は、4つのカレッジを独自に運営するほか、ニューヨーク州と締結した契約に基づいて4つのカレッジを運営している。ペンシルベニア大学では、School of Nursing に約150名の学士課程学生が入学し、また、Wharton School に約650名の学士課程学生が入学する。このため、コーネル大学とペンシルベニア大学との入学者は、アイビーリーグに属する他大学より値が大きくなる。
- 5) 表の数値は https://oir.harvard.edu/fact-book/college_admission のほか、各大学の common data set の2016-2017版による。なお、Common Data Set は、The College Board と大学入学案内類出版事業者が協力して実施している Common Data Set Initiative の成果である。この事業は大学入学に関心のある者に提供されるデータの質と正確さの向上と、データを提供する者のデータ提供に伴う負担軽減とを目的とする。大学の Common Data Set は、大学名と Common Data Set をキーワードにして検索すると、個々の大学のサイトにあるデータを見つけることができる。
- 6) 各大学の Common Data Set の2016-2017版による。
- 7) ブラウン大学のウェブサイトのうち、学士課程入学を扱ったページと、同大学の common data set の2016-2017版による。
- 8) 各大学の common data set の2016-2017版による。
- 9) <https://www.brown.edu/admission/underground/apply>.
- 10) <https://www.brown.edu/admission/undergraduate/explore/admission-facts>.
- 11) <https://www.brown.edu/admission/undergraduate/apply>.
- 12) 表の数値は <https://collegeadmissions.uchicago.edu/page/profile-class-2020>、<https://apply.jhu.edu/discover-jhu/get-the-facts/>、及び各大学の common data set の2016-2017版による。
- 13) カリフォルニア州では、1996年に住民投票（Proposition 209）によって追加されたカリフォルニア州憲法の規定（第1編31条）がこれにあたる。また、ミシガン州では、2006年に住民投票（Proposal 2）によって追加されたミシガン州憲法第1編26条がこれにあたる。この二つの州の公立大学の入学者決定において人種が考慮されないことは表11に現れている。
- 14) *Regents of the University of California v. Bakke*, 438 U.S. 265 (1978); *Grutter v. Bollinger*, 539 U.S. 306 (2003); *Fisher v. University of Texas at Austin*, 570 U.S. ___, 133 S. Ct. 2411 (2013).
- 15) 438 U.S. 265 (1978).
- 16) *Bakke*, 438 U.S. 265 (1978). 原告は、入学者決定の際に人種を考慮することは、合衆国憲法修正第14条第1項にも1964年 Civil Rights Act 第6編にも違反すると論じ、受け入れのオファーをするように求めただけではなく、今後カリフォルニア大学デビス校メディカルスクールが入学者決定の際に人種を考慮しな

ように求めた。カリフォルニア州最高裁判所は原告の求めの両方を認めた。合衆国最高裁では、4名の裁判官が、1964年 Civil Rights Act 第6編を根拠として、カリフォルニア州最高裁の判決を支持する意見を表明したが、合衆国憲法修正第14条第1項に基づく主張については判断しなかった。パウエル裁判官は、合衆国憲法修正第14条第1項による判断と1964年 Civil Rights Act 第6編とは同じ基準によると扱ったうえで、原告の入学に関する州最高裁の判断を支持したが、大学は入学者決定の際に人種を考慮することができるものの、このメディカルスクールが用いた方法は許容されないという意見を表明した。残る4名の裁判官は、カリフォルニア州最高裁の判決全部を覆すという意見を表明した。この結果、合衆国最高裁は、原告の入学に関する求めを認めた原審の判断を支持した。しかし、このメディカルスクールが入学者決定の際に人種を考慮しないという求めを認めた原審の判断は支持しなかった。この合衆国最高裁判決は、大学が入学者決定の際に人種を考慮することを許容するものであると理解されることになった。本文は、この理解にしたがって、パウエル裁判官の意見に依拠した。

- 17) 539 U.S. 244 (2003).
- 18) 合衆国最高裁は、この入学者決定方針は1964年 Civil Rights Act 第6編にも違反していると判断した。
- 19) 539 U.S. 306 (2003).
- 20) 合衆国最高裁は、ミシガン大学ロースクールの入学者決定は、合衆国憲法修正第14条第1項に照らして許容されるものであり、その結果、それが1964年 Civil Rights Act 第6編に反するという主張は成り立たないと判断した。
- 21) 78 F. 3d 932 (5th Cir. 1996).
- 22) Texas v. Hoopwood, 518 U.S. 1033 (1996).
- 23) Fisher v. University of Texas at Austin, 631 F. 3d 213 (5th Cir. 2013); Fisher v. University of Texas at Austin, 570 U.S. ___, 133 S. Ct. 2411 (2013); Fisher v. University of Texas at Austin, 758 F. 3d 663 (5th Cir. 2014).
- 24) テキサス大学はHopwood事件の1996年控訴裁判判決後、少数人種に属する入学者が減少したことに対処するために学生募集活動を拡充した。
- 25) 2008年、入学者の81パーセントはTop Ten Percent Lawによって入学した者であった。このような者は、テキサス州住民に割り当てられる入学者数の88パーセントを占めた。この結果、Top Ten Percent Lawの対象にならない州住民出願者向けの受け入れオファーの数は大学全体で1216であった。
- 26) 査定に当たるアドミッションオフィサーは、ホーリスティック審査の専門家として全米で認められている者が実施する訓練を毎年受ける。2005年の調査研究の結果によれば、このホーリスティック審査のためにファイルを読んだ者の間の評点値の差は、評価回数全部の88パーセントで1点の差に収まったという。
- 27) このような学校および専攻分野には School of Business、College of

Communication、School of Engineering、School of Kinesiology、School of Nursing などがあった。実技やオーディションを必要とするといった様々な理由から、School of Architecture、School of Fine Arts にも、Honors Program のうちいくつかには Top Ten Percent Law が適用されない。

- 28) この結果、School of Business は、Top Ten Percent Law による志願者のうち、高校上位 4 パーセント以内であり、この学校を第一希望とするものだけが自動的に入学することができたということがあった。
- 29) *Fisher v. University of Texas at Austin*, 645 F. Supp. 2d 6587 (W.D. Tex. 2009).
- 30) *Fisher v. University of Texas at Austin*, 631 F. 3d 213 (5th Cir. 2013).
- 31) *Fisher v. University of Texas at Austin*, 565 U.S. ___, 132 S. Ct. 1536 (2012).
- 32) *Fisher v. University of Texas at Austin*, 570 U.S. ___, 133 S. Ct. 2411 (2013) (Fisher I).
- 33) *Fisher v. University of Texas at Austin*, 758 F. 3d 663 (5th Cir. 2014).
- 34) *Fisher v. University of Texas at Austin*, 576 U.S. ___, 135 S. Ct. 2888 (2015).
- 35) *Fisher v. University of Texas at Austin*, ___ U.S. ___, 136 S. Ct. 2198 (2016) (Fisher II).
- 36) *Fisher II*, 136 S. Ct. at 2214-15.
- 37) テキサス大学オースティン校の common data set の 2015-16 版による。
- 38) <https://admissions.utexas.edu/explore/freshman-profile>.
- 39) AI は、SAT または ACT の結果と高校における順位をもとに重回帰分析の手法を使って導き出される PGPA (Predicated Grade Point Average) と高校教育課程の評価に基づく加点がある。後者は、出願者が同校が定める最低限の高校学習科目要件を 3 つの指定された分野のうち少なくとも 2 つで上回っていると、0.1 ポイントが加点される。出願者の AI の最高値は 4.1 であり、これはマトリックス表における 410 にあたる。University of Texas at Austin — Investigation of Admission Practices and Allegations of Undue Influence, Summary of Key Findings, Final Report to the Office of the Chancellor of the University of Texas System, at 30 (February 6, 2015) (Report by the Kroll law firm), available at <https://www.utsystem.edu/sites/default/files/assets/kroll-investigation-admission-practices.pdf>.
- 40) Affidavit of Kedra B. Ishop, Exhibit C, Defendants' Statement of Facts, Tab 7, *Fisher v. University of Texas at Austin* (U. S. Dist. Ct. W. Tex.), available at <https://utexas.app.box.com/s/qbpnszm3zqnr5mao7yw6y1fg9egmimur> (Defendants' Statement of Facts. pdf ファイルのうち、USCA5 1934 というページにある)。

